

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則を次のように制定する。

平成30年3月29日

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市規則第13号

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第7条の規定に基づき、札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 有識者会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、有識者会議の議長となる。

3 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 有識者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初の有識者会議の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。